

# 自然災害の 被害にあったら

## 災害による紛争の解決には ADRの活用を

上林 佑 Kamibayashi Yu 弁護士(仙台弁護士会所属)

弁護士の業務としても積極的にADRを活用する傍ら、仙台弁護士会紛争解決支援センターによる弁護士ADRの運営に弁護士登録以来、携わっている。現在、仙台弁護士会紛争解決支援センター運営委員会副委員長、日本弁護士連合会ADR(裁判外紛争解決手続)センター委員

毎年のように地震や風水害などの自然災害が発生し、これに起因して、さまざまな紛争が生じることがあります。屋根瓦が落下し隣家の乗用車を破損したことの損害賠償請求、賃貸住宅が被災し、破損箇所を家主が修繕をしなかった期間の家賃の減額請求などです。こうした紛争を解決する方法として、多くの人が最初に思い浮かべるのは、「裁判手続」ではないでしょうか。

裁判は最終的に判決という結論が示されます。しかし、原告と被告が互いに主張・立証を尽くし、そのために裁判期日を何回も重ねるため、判決が出るまでには時間がかかります。一審判決が出て控訴・上告がされれば、さらに長引きます。

また、裁判は解決までに相当な時間と労力を要するだけでなく、裁判所に納める印紙・郵券代、弁護士費用などの費用がかかります。被災している状況で、このような負担のある手続きを行うことだけで気がめってしまうのではないのでしょうか。

そこで、裁判のように時間やお金はかけたくないが、直接当事者同士で話をするのは難しい(避けたい)ので第三者に間に入ってもらい早期に紛争を解決したい、といった声に応える制度として、裁判ではない紛争解決手続、いわゆるADR(Alternative Dispute Resolution)が近年注目されています。本稿では、このADRについて紹介したいと思います。

### ADRとは

ADRとは「裁判外紛争解決手続」の総称で、いろいろな団体がADR機関を開設しています。

各ADR機関によって多少の違いはありますが、共通しているのは、中立的な第三者が紛争当事者の間に入って解決をめざす点と、当事者の自由意思に基づく解決であるという点です。また、多くのADRは、比較的低額な費用で利用できます。

ADRでは、大きく分けて「和解のあっせん」と「仲裁」という手続きが行われます。和解のあっせんは、中立的立場の第三者が「あっせん人」として「申立人」と相手方との間の紛争を和解によって解決できるように取り持つ手続きです。

仲裁は、申立人と相手方が「仲裁人」の示す紛争解決策に従うという合意を行い、紛争の解決を図る手続きです。

和解のあっせんは、話し合いによる解決なので拘束力はなく、当事者の自由意思に委ねられており、また、仲裁も、仲裁人の判断に従うという合意をする点で、当事者の自由意思に基づく解決となっています。

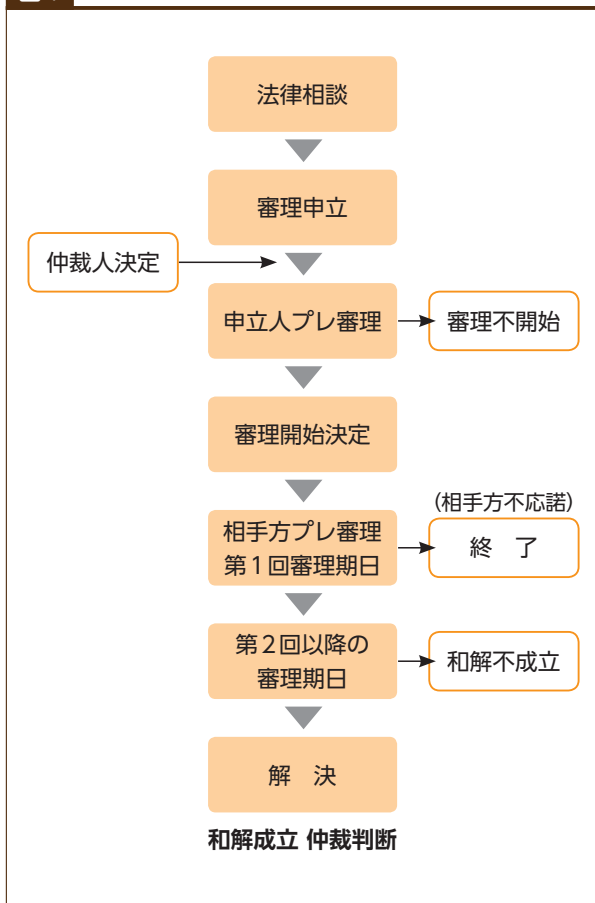
### 法律の専門家集団である 弁護士会が行うADR

全国には52の弁護士会がありますが、35弁護士会でADRセンターが開設されています。また、このうち18弁護士会では、災害で起きたトラブルの早期解決をめざす「災害ADR」を設置しています(2020年8月28日現在)。

弁護士会ADRは、弁護士が中立的な第三者として和解のあっせん、仲裁を行い、2～3カ月程度での紛争解決をめざし運営されています。

まずは私の所属している仙台弁護士会が行っている、一般の弁護士会ADRについて簡単に

図1 仙台弁護士会のADRの流れ



紹介します(図1)。

## ●法律相談前置主義

仙台弁護士会ADR(以下、仙台ADR)では、弁護士が代理人として申立てを行う場合を除き、申立ての前に必ず法律相談を受けてもらいます。ADRについて理解したうえで利用してもらうことと、紛争がADRでの解決になじむものかどうかを確認することを目的としています。

## ●申立書等の提出

「ADR紹介状」その他の書面で法律相談を経たことを明示してもらい、申立人の住所・氏名、相手方の住所・氏名、紛争の内容や相手方への要求などを記載した「申立書」を提出します。初めてでも利用しやすいようにチェック項目や、具体的な経緯などを簡潔に記入する記述欄を設けた申立書の書式を用意しています。申立手数料は、2万円+消費税です。

## ●申立プレ審理期日

必要書類の提出後、仲裁人(和解のあっせんを行う弁護士)が申立人から事情を聞き取りする「申立プレ審理期日」を開きます(申立人に弁護士代理人が選任されている場合を除く)。申立書だけでは把握できる事案の内容に限りがあるため、必要に応じて申立書の修正等のアドバイスをを行います。

## ●相手方の呼出・相手方プレ審理期日

申立人プレ審理期日後、相手方に申立書および呼出状を送付し、ADRによる和解のあっせん手続きへの参加(応諾)を呼び掛けます。相手方がADRに参加するかどうかは任意ですが、仙台ADRの応諾率は約70%あり、相手方の多くが話し合いのテーブルに着いています。なお、仙台ADRでは、紛争解決のメリットは申立人のみならず、相手方にもあるという考えで、相手方にも手数料(1万円+消費税)を納めてもらいます。

相手方が応諾すると、仲裁人は相手方から事情を聞き取る「相手方プレ審理期日」を開きます。仲裁人は、両当事者が出頭する第1回期日の30分程度前に相手方プレ審理期日を指定し、相手方からも事情を十分聴取したうえで、第1回期日に臨みます。

## ●和解のあっせん期日

和解のあっせんでは「双方同席」して仲裁人が話を聞きながら手続きを進める方式と、一方の当事者から話を聞いている間、他方は別室で待機し、「個別」に話を聞く方式で行う場合があります。同席で行うか個別で行うかは、事案の性質や当事者の意向も踏まえて決めます。

和解のあっせんは、迅速な解決をめざすという観点から、おおむね3回以内の期日にて解決を試みますが、解決の可能性があれば、仲裁人の判断で、さらに期日を重ねることが可能です。

また、現地に赴いての実施、平日の夕方以降や、土日祝日の開催など、できる限り当事者の意向を踏まえた期日開催を行っており、裁判と

比べて柔軟性に富む点に特徴があります。

## ●和解契約書の作成

当事者間で話し合いがまとまれば「和解契約書」を作成します。仲裁人も立会人として記名押印しています。和解が成立した場合は、和解額に応じた「成立手数料」を納めてもらいます（原則として申立人と相手方にて折半）。

## 災害ADRとは

2011年3月11日に発生した東日本大震災に起因して、本連載9月号で詳しく紹介した賃貸借物件に関するトラブル\*や、相隣関係の紛争、津波に関して、避難指示が適切でなかったとして職場や施設側に賠償を求める紛争、不動産の滅失による売買契約の争い、災害弔慰金の受給権者の争いなど、多くの紛争が生じました。

仙台弁護士会では、これらの紛争に対応すべく、2011年4月に「震災ADR(当時の呼称)」を立ち上げました。

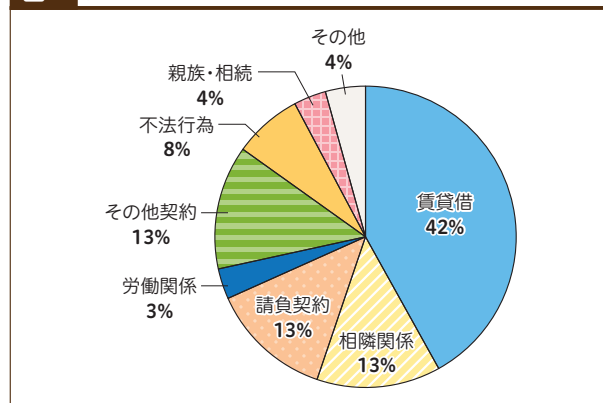
震災ADRでは、一般ADRとは異なり、より被災者が利用しやすいように、申立手数料や相手方手数料を無料化し、成立手数料も半額としました。また「申立サポート」制度を設け、「申立サポート弁護士」が申立人に架電して内容を聞き取り、申立書の作成をサポートする制度も設けました。

一般ADRの申立件数は年間100件程度のところ、震災ADRは1年間で396件もの申立がありました。紛争の両当事者が被災者で、早期に解決して、早く日常生活に戻りたいという気持ちが強いことから、ADRによる解決になじんだものと思われれます。

この震災ADRが、災害時の紛争の解決に非常に有用であることが実証され、その後、全国の弁護士会に災害時の紛争解決の受け皿として広がりました。これが「災害ADR」です。

2016年熊本地震の際には熊本県弁護士会が、

図2 震災ADR申立事件類型



2011年度～2012年度状況(N=489)

2014年、2018年豪雨災害の際には広島県弁護士会や岡山弁護士会が、2019年台風15号、19号および21号の際には千葉県弁護士会がそれぞれ災害ADRを立ち上げました。

最近では、新型コロナウイルス感染拡大に起因した、労働争議(内定取り消し、解雇、賃金カットなど)や、テナント家賃の不払い・減額問題、結婚式のキャンセル時の紛争などが生じていますが、仙台弁護士会をはじめ複数の弁護士会が災害ADRを設置して、紛争の解決に対応しています。

さらに、一般ADR、災害ADRを問わず、ZoomやGoogleMeetなどのウェブ会議システムを利用して紛争解決を行う「リモートADR」の実施が、仙台ほか複数の弁護士会で始まっています。

## 最後に

万が一災害に遭い、紛争を抱えてしまったときは、迷わずに、行政機関や弁護士など各種専門家団体に相談ください。そして、災害ADRという制度があることをぜひ覚えておいていただき、ご活用ください。

各ADR機関、各弁護士会によって申立ての手順や必要な書類、手数料などが異なりますので、利用になるADR機関に相談、確認をお願いいたします。

\* ウェブ版「国民生活」2020年9月号「自然災害の被害にあったら」賃貸住宅をめぐるトラブル  
[http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202009\\_06.pdf](http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202009_06.pdf)